

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出について

1 概要

平成24年4月1日の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、障害福祉サービス事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設及び不正事業者による処分逃れ対策などが新たに規定され、平成24年4月1日から施行されました。

これに伴い、すべての事業者は、法人単位で業務管理体制整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

整備すべき業務管理体制は、事業者（法人単位）の事業所等の数に応じて定められています。また、届出先の関係行政機関は、事業所等の展開状況によって異なります。

業務管理体制を整備する必要がある事業者、整備すべき業務管理体制、届出先関係行政機関及び具体的届出方法および届出様式については以下のとおりです。

2 業務管理体制を整備する必要がある事業者

すべての障害福祉サービス事業者及び児童福祉サービス事業者は法人単位で、業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要があります。※基準該当事業所は含みません。

3 整備すべき業務管理体制

（1）概要

事業所等の数に応じ、下表のとおり異なります。

業務管理体制の内容	業務執行状況の監査の定期的な実施		
	法令遵守規程の整備		法令遵守規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

(2) 法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選定することを想定しています。

法務部門を設置していない事業所の場合は、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(3) 法令遵守規程について

少なくとも、事業所の従業員に、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

(4) 業務執行状況の監査について

事業者が既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、規定では監査は定期的に行うこととされていますが、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど効率的かつ効果的に行うことが望まれます。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

4 届出先関係行政機関及び届出方法

(根拠法令：障害者自立支援法第 51 条の 2 及び児童福祉法第 21 条の 5 の 25)

(1) 届出先等

事業所等の展開状況に応じ、下表のとおり異なりますのでご注意ください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
①	事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
②	次の指定事業所のみを行う事業者であって、全ての事業所が <u>同一市町村内</u> に所在する事業者 ・指定特定相談支援事業者 ・指定障害児相談支援事業者	事業所等のある市町村	事業所等のある市町村
③	①②以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福祉課 ※指定都市及び中核市は届出先ではございません	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援 G) TEL052-954-6317

※①、②に該当する事業者は愛知県への届出は不要ですのでご注意ください。

(2) 届出方法

必要書類を 1 部上記届出先に郵送して下さい。

※ファックス及びメールでの届出は受け付けませんのでご注意ください。

(3) 届出期限

愛知県に届け出が必要な法人・・・平成 24 年 9 月 25 日(火)必着
その他・・・各行政機関にご照会下さい

5 届出様式等(愛知県に届出をする場合)

届出が必要になる事由に応じ、下表のとおり異なります。

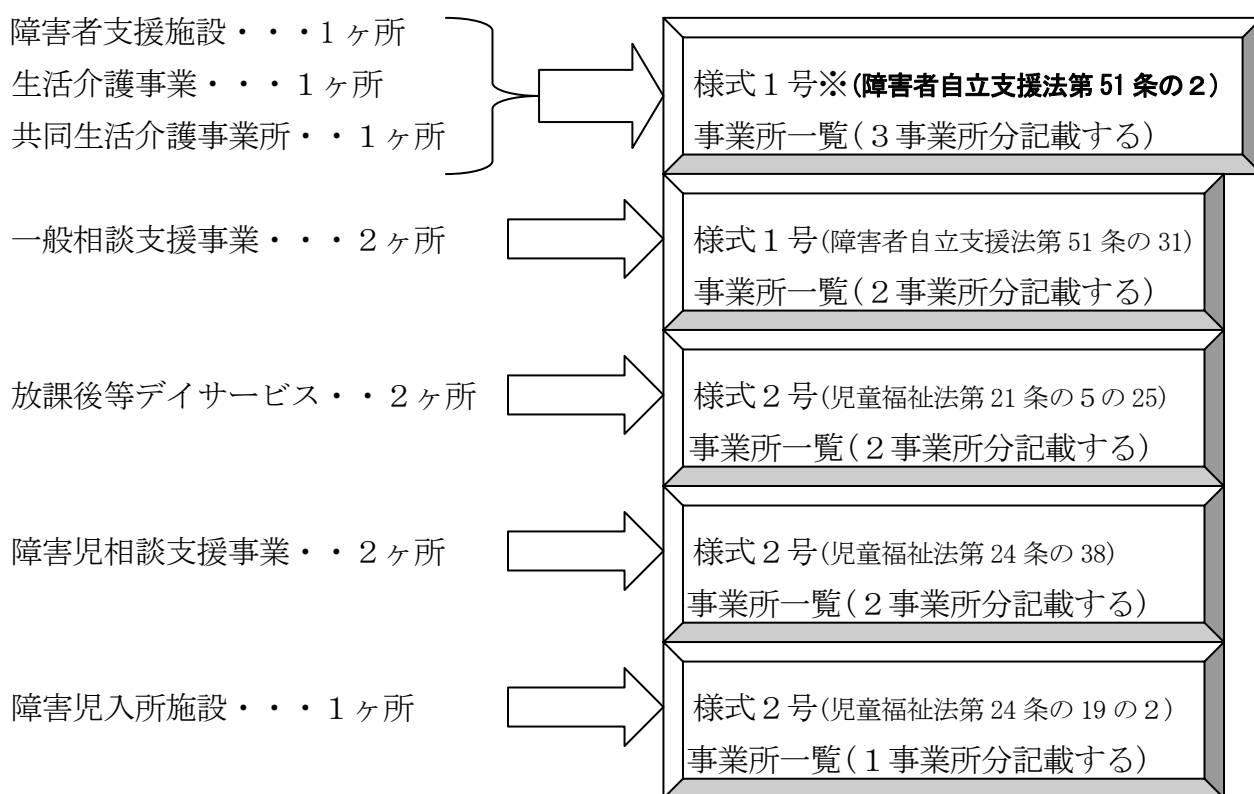
なお、愛知県以外に届出の場合は、様式が異なりますので、届出先の各行政機関にご照会下さい。

(1) 現在、事業所を運営している法人及び法人として新規で障害福祉サービス事業及び児童福祉サービス事業を始める場合

届出書類の名称	様 式
障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式1号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式2号
事業所一覧	事業所一覧

※障害者自立支援法及び児童福祉法上の該当条文ごとに様式1号、様式2号、事業所一覧を作成する必要がありますのでご留意下さい。

(例) A法人が次の複数の事業を実施している場合



※【参考】 障害者自立支援法第51条の2に該当するサービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助、自立訓練（生活、機能）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、療養介護

→A法人は、上記5パターンの届出書類の作成が必要となります。

(2)業務管理体制の届出事項の変更があった場合

届出書類名称	様 式
障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）	様式3号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）	様式4号

◎次の場合に該当すれば変更の届出が必要となります。

- 1、法人の種別、名称（フリガナ）
- 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日
- 4、代表者の住所、職名
- 5、事業所名称等及び所在地
- 6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8、業務執行の状況の監査の方法の概要

※今回障害福祉サービス等に初めて、業務管理体制の整備が義務付けられたため、**全事業所が（１）の新規の届けが必要となります**。一度届け出て、変更が生じた場合に（２）の変更届出が必要となります。また、介護保険法に基づく業務管理体制の届出とは全く別個のものでありますので併せてご注意ください。

※今回業務管理体制の届出を行い、今後仮に新規の事業所を開設した場合、又は複数の事業所の1事業所を廃止した場合で当初と比べて事業所等の数に変更が生じて、**整備する業務管理体制に変更がなければ届出の必要はございません**。つまり法人として事業所の数に増減が生じたのみでは届け出の必要がないということになります。